商工組合等の留保所得の特別控除額の計算に関							事	業				法人名			
する明細書							年	度		•	•	伝八石			
所得金	所		得 金 名 (別表四「35の		1		円	改	法	税額(別	表三(二)「 +別表三	27」+別 (三)「23」			円
額の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)及び別表七(二))			2				人	表六(十3	刊表六(十 ] + 別表:	)「30」+別 九)「30」+ 六(二十五)	26			
計算	所		得 (1) — (2)	金額	3			定	税	税		百,·31 <u>]</u> 頁	計	27	
総所得金額の計算	法	法人税額の還付金等(過誤納に係る還付金を除く。) (別表四「21」)			4			留	額	((21)+(22) 控	+(23)+(26)) 除	又は(24) 税	+(25)+(26)) 額		
	新	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(二)「42」)			5			保	の		D①」並びに別表え			28	
		収用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(六)「18」、「33」、「38」、「43」及び「48」)			6				計算	更正に伴う控除法人税額				29	
	総	総 所 得 金 額 (3)+(4)+(5)+(6)			7			金	21	法	人 (27) <b>—</b> (2	税 8) — (29)	額	30	
所得金額に係る社外流出額の	所	所得等からした剰余金の分配額			8			友百	住民	- AL	€ 法 一(別表六	人 (一) 「23 <i>0</i>	税 額	31	
	剰余金の	社	(別表四「32の③」) 余 金 の 分 配 額 (別表四社外流出配当)		9				税	(均等割額			32		
	分配以外の社外	剰			10			0	額の	地 方 税 法 の 規 定 控除される外国法/ 住 民 税 (32)-(33)			33		
		差			11			計	算					34	
	流出額	同			12			算				金 額			
計算	所	得	金額に係る(8)+(12)	社外流出額	13						(14) — (30)			35	
留			保 (3) — (13)	金額	14					資	金	σ,	額	36	
繰越	合併により引き継いだには、適用額明				の段	留保所得の特別控除を適用している場合							37		
利益積立金					明	明細書の 措置法の条項欄に、							全 額	38	
額の	組合員の脱退により払い戻 ②区分番号					第61条第1項」 に、「00211」							額	39	
計算	繰 越 利 益 積 <b>③適用額欄</b> (li)+(li)-(l <b>を記載してく</b> /				制に	こ、当該別表十(四)47					17欄の金額(円単位) 額			40	
(14)	)	C	の <u>68</u> 相					Ħ	前期に	係る剰	余金の	)分配額			
改	法	課	税 所 (13) + (1	得 金 額 9)	20			額	保金		(前期			41	
定	人	特例	(20)のうち年800万円 の18%相当額		21			の	額	当期に	係る剰	余金の	分配額	42	
留	税	税率の	800万円×- (20)のうち年800万円	10				計	の計	法		兑	額 等	43	
保金		適用が	億円相当額以下の金 99,200万円×	:額の22%相当額	22			算	算	差 (	引 ((40) + (41) -	金 - (42)) - (	額(43)	44	
額	0	ある。					留	  保金額の繰越利益積立金額による限度を   (39) × <u>(35)</u>   (44)			よる限度額	45			
の計	計			24			控					46			
算	算					留保所得の特別控除額									
	合 金額の22%相当額						$(46) \times \frac{32}{100}$								,